

平成30年度北海道障がい者施策推進審議会・第2回意思疎通支援部会

日 時：平成30年12月21日（金）

場 所：かでる2・7 820研修室

出席委員：橋本部長、佐藤委員、佐々木委員、島委員、泉委員、沖村委員、松井委員、武田委員、  
渋谷委員、吉田委員、岩間委員

欠席委員：三浦委員、畑中委員、高橋委員、加藤委員、池部委員

事務局：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長 東  
社会参加グループ 加藤主幹、澤田主査、日下主任、筒井主事

（事務局 加藤）

それでは、定刻になりましたので、平成30年度第2回意志疎通支援部会を開会いたします。

本日は、手話通訳、要約筆記、通訳介助の支援の方々の情報保障をお願いしております。マイクを使用しますので、発言される場合は、挙手していただきますようお願いいたします。

また発言に当たりましては、初めにお名前をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

本日は三浦委員、畑中委員、高橋委員、加藤委員、池部委員より欠席のご連絡をいただいております。

本日、会場の状況でございますが、部会長の橋本部長がほぼ建物の窓側中央に座られておられまして、反時計回りに渋谷委員が、反対に時計回りで泉委員、沖村委員、吉田委員、佐々木委員、佐藤委員。それから、通路側の方に事務局がおりまして、つづいて松井委員、武田委員、岩間委員、島委員となっております。

傍聴されているのは、現在17名と聞いております。

手話通訳の方2名、窓側に要約筆記の方6名、沖村委員の両隣に通訳介助員の方がお二人いらっしゃいます。

それでは、ここからの議事進行につきましては部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（橋本部長）

こんばんは。橋本と申します。

ここからは私の方で進行を務めさせていただきます。

それでは、初めに、本日の日程と予定の議題、資料について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 澤田）

事務局の澤田です。よろしくお願いいたします。

本日の日程と資料について説明いたします。本日の議事につきましてはお手元に配付の次第のとおりにとなっております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

今お話しした次第が一部ございます。次に、委員名簿が一部ございます。

そして、資料といたしまして、資料1「障がいのある方に対する情報保障のための指針案の概要」が一部あります。

資料2は、指針案の本文となっております、第2章と第3章となっております。

点訳資料につきましては、資料2の1が第2章、資料2の2が第3章となっております。  
配付漏れなどがございましたらお知らせください。  
よろしいでしょうか。事務局からは以上です。

(橋本部部长)

はい。まず、議事に入る前に、本日の進め方について説明いたします。

今回は資料のページ数が非常に多くなっています。ご意見やご質問にあたっては、参照するページ数を先に発言してください。

次に、事務局が対応する点訳のページ数などをお知らせします。その後、ご意見やご質問を続けていただきますようお願いいたします。

ご協力お願いいたします。それでは、議事に入ります。

協議事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局 筒井)

事務局の筒井と言います。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項となっております「障がいのある方に対する情報保障のための指針案」について説明をさせていただきます。

まず資料1「(仮称)障がいのある方に対する情報保障のための指針案」の概要を説明させていただきます。

指針案につきましては、第1章から第3章までとなっております、最後に参考資料をつける予定としております。

第1章につきましては、指針の導入となっております条例の概要などを説明することとしております。

第2章「障がいの特性と必要な配慮の基本」と第3章「こんなとき、こうしよう」につきましては、各関係団体の皆様にご意見をいただき作成をさせていただきましたが、第3章の4「災害時の配慮」の部分につきましては、今回新たに追加した部分となっております。

この部分につきましては、災害時の情報提供のあり方について、関係団体の皆様にアンケート調査を実施させていただき、回答をいただきましたので、その結果も含め、後ほど個別に時間を設けさせていただき、報告とご意見をお伺いしたいと思います。

また、第3章の5「情報意思疎通支援に役立つ機器」についても、皆さんから情報をいただき新たに作成をさせていただきました。

こちらについても新たな情報提供のあり方や、活用等についてご意見をいただきたいと思いますと考えています。

最後に、参考資料ですが、一つ目に「意思疎通支援者の派遣申込先」を掲載する予定としております。

二つ目は、「障がい福祉関係団体一覧」を掲載させていただく予定としております。

事務局からの説明は以上です。

(橋本部部长)

はい。ただいま説明いただきました指針の概要の全体像につきまして、確認とかあるいは質問があればご発言いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

全体のことについては、よろしいでしょうか。

それでは、指針案の内容について順番にご意見等をいただいでいきたいと思っております。

まず、第2章について障がいの特性と必要な配慮の基本という、この第2章についてのご意見ご質問があればご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

佐藤英治です。資料 4 ページです。

(事務局 澤田)

事務局です。点訳資料の 9 ページになります。

(佐藤委員)

4 ページで、障がいの特性の部分ですが 2 ヶ所質問と意見がございます。

いわゆる、ろう (あ) と書いてあるところがありますが、北海道だけではなく、全国的にも長い間、どのような言い方をするかということについて、ろう者またはろうあ者、聴覚障がい者、それぞれの団体や個人的な考え方もあって、言い方がバラバラでした。私たちの団体は北海道ろうあ連盟、札幌では札幌聴覚障害者協会となっており、それぞれ言い方が違います。

最近では、団体の名前やそれぞれの個人の言い方は、容認しているけれども、その文書やパンフレットを見ると、作るときには、言い方を統一しています。希望としては、ろう者に統一して欲しいと思います。

その根拠になるところは、国連の障害者権利条約では、英語でデフということで統一されております。

このようなことから、最近、全日本ろうあ連盟が発行するものは全て「ろう」という言い方に統一しましたので、北海道でもやはりすぐに広めるのは難しいですが、少しずつ変えていきたいと思っていることが一つです。

二つ目は、(あ) の部分ですが、私は聞こえないので自分の発音が自分の耳で聞こえるという概念がわかりません。

また、耳の聞こえない仲間と会ってコミュニケーションを取るとき、口を動かしているのはわかるけれども、発音はどうかということがわかりません。

もう一方で (あ) の場合ですが、聞こえないことから言語障がいに繋がるのかどうかということとは、専門の先生に聞かないとわからないところはありますが、逆もあるわけです。

例えば、耳は聞こえるけれども、言語障がいという方もいらっしゃいますよね。

そのようなこともありますので、ろう者と (あ) の言語障がいは別にして、区別しています。

それが一つと、二つ目は、手話を母語という言い方がありますが、母語というのが二つ書いてあります。

母語については、同じ仲間の中で賛成意見もあれば反対意見もあります。ですからこれはなかなか難しい問題です。

具体的に言いますと、私は産まれたときは聞こえていました。お母さんは日本語で話をしていました。

4 歳になったときに聞こえなくなりました。当然ずっと日本語、小学校、中学校は普通の学校に通ったので手話とか関わりはありませんでした。

つまり、「僕の母語は？」と聞かれたら、手話ということにはならないと思うし、その母語というところの定義づけが非常に難しい。

日本の場合は、このような言葉があまり関係しない。

例えば、日本語の場合では、聞こえる人の場合母語という言い方はしませんよね。普通言語という言い方をしますよね。

ですから、そういう意味では、母語ではなくって、言語という言い方に変えたら、一般的な言い方がいいと思います。

世界的にみても母語というのは、主にヨーロッパとかいろいろな国で使うことはあっても、日本の中ではあまり一般的にはなっていない。そういうことが理由です。

以上です。

(橋本部会長)

はい。ありがとうございます。

ただいまの佐藤委員からのご発言のポイントとしては2点。

ろう者に統一をしてはどうか、それから、手話という言語。母語ではなく、言語という表現にしてはどうかというご提案になろうかと思えます。

これについて、委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。事務局からはなにかありますか。

泉委員から挙手ありましたので、先に泉委員からご発言をお願いします。

(泉委員)

北海道身体障害者福祉協会の泉でございます。

この括弧の(あ)と母語、この辺はですね、部会長と事務局とろうあ連盟さんでやってください。これで時間をとると次に進めないのが簡単に進める方もどうかと思うんですけども、それが一番いいんじゃないのかなと私は思います。

それとこの特性は、これはどこかの文献ですか、それとも団体が出したものなんですか。

各団体が出したとするとこういう表現の仕方はしないと思うので、どっかからあれなのかなと私はそう思っております。

皆さんに提案なんですけども、これやっぱ部会長を中心に事務局とろうあ連盟さんで調整してもらえればと私は思います。

以上でございます。

(橋本部会長)

事務局から手があがりました。発言をお願いします。

(事務局 筒井)

事務局の筒井です。

障がいの特性のろう(あ)者と表記をした理由についてなんですが、当初、こちらでも全日本ろうあ連盟の発行しているものを参考にろう者と表記をするようにしておりました。

ただ、当事者からのメッセージを北海のろうあ連盟の方たちからいただいた際にですね、ろう(あ)者はと自分たちのことを表現されていることを考慮いたしまして、一般の方たちがこれを初めてご覧になるときに、ろうの特性のところにはろう者と書かれているけれども、当事者のところでろう「あ」者と出てきてしまうと、何が違うのかであるとか、それが同じことを指しているのかっていうのがどうもわからないかと思ひまして、ここで(あ)と入れましたが、これについては個別に調整させていただければと思っています。

(佐藤委員)

実を言いますと、前の会議8月でしたよね。

8月の最後のときに、次の会議までの間に道の担当者が団体に行って話をし、それからまとめたものをこの資料に載せて配布するだろうという結論になっていたの、それを待っていました。

(橋本部部长)

そういう状態でしたら、申し訳ない状態でした。案として形にしていく上では佐藤委員、それから事務局、私の方で調整させていただくということによろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。よろしいです。

(橋本部部长)

はい。ありがとうございます。

渋谷委員から手が挙がりましたのでお願いいたします。

(渋谷委員)

北海道手話通訳問題研究会の渋谷といいます。

最初の概要のご説明のときに、たくさんある資料は当事者の方のご意見を聞いた上で作成したというご説明があったので、もうこの資料全体に障がい者の方々もしくは各団体と調整をした上で、今回ご提示されたものと思っていたのですが、些細な例えば「ろう」「ろうあ」という今の議論を見て不安になりました。この資料は、過去の経緯も踏まえて、ろうあ団体や佐藤委員の意見を参考にして、公的な場面では、「ろう者」としてはと思いました。

事前に確認していれば、今のようなお話はなかったのかなと思いました。確認をした上での資料だったのかお聞きしたい。

それと、「ろう者」「手話」「手話言語」については、整理されて考え方も全日本ろうあ連盟より示されていると思います。佐藤委員の意見「母語」についても「手話言語」と整理した方が、道民の方々には理解しやすいと思いました。

質問ではなく、意見です。以上です。

(橋本部部长)

事務局からは発言ありますか。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。

今回のこの第2章と第3章につきましては、各関係団体の皆様方に基本となる全文を送っておりまして、それで修正をいただくというような形でご意見を伺っております。ということで、各関係団体の皆様には送らせていただいているところだったんですが、少し、今先ほどの「ろう者」と「ろうあ者」のところ調整不足だったかと思えます。また母語と言語のところも、関係団体さんの方には見ていただいたんですが、調整が必要だということですので、この後調整させていただきたいと考えております。以上です。

(橋本部部长)

今日、ここで見ている資料で確定というわけではなく、まだまだご意見をいただく時間というのがありますので、意見をお寄せいただくということで改めてお願いしたいと思います。

岩間委員から、挙手がありましたので、発言をお願いいたします。

(岩間委員)

岩間といいます。

この資料自体は事前に見たというより、以前にメールでこの資料自体はいただいていたのですが、これを見て、ちょっと気がついたところをこの場でちょっと申し上げさせていただきたいです。

細かいところはたくさんあるんですけど、そういうことを細かくこの場で言っても時間が足りませんのでそれはやめたいと思うのですが、何点か視覚障がいのところですね。

墨字のページはちょっとわからないのですが、まず、障がいの特性のところでは弱視という言葉が出てきますが、弱視は構いませんけども今、広くですね、ロービジョンという言い方をするようになっていくんですね。ロービジョン学会という学会もあるくらいです。

(橋本部長)

事務局から資料の何ページか説明をお願いします。

(事務局 澤田)

資料の2ページになります。第2の2ページの視覚障がいのところの説明となっております。

(岩間委員)

最近なんていうのでしょうか、身体障害者福祉法上のいわゆる視覚障がいということ以外というか、それからさらに範囲を広げて弱視と言われる人たちの中には、法的には位置づけられていないというような、手帳持っていない人も160万人ぐらいいるという調査があるとされていて、そういった人たちを総称して最近ではロービジョンという言い方をするようになっていきます。

よって、ここのところの表現を例えば弱視で括弧してロービジョンというような表現をするのがやっぱり時代にマッチした言い方なんじゃないかなと思いますね。

それから2点目は、音訳という表現が使われています。この中で、私は一番ここの表現については、問題ありだと思っています。

これはこの会議の中でもこれまでも何度も申し上げたかと思うのですが、音訳という言葉は一般的ではないと思うし、使うのであればきちんと定義づけをしてから使ってくださいということは繰り返し申し上げてきたつもりです。

ここでもまた同じように音訳という表現が使われています。しかも、音訳の説明については正しい説明にはなっていません。

これ誰に聞いて音訳と使ったのか表現をとったのかわかりませんが、こういう音訳という表現では、実際そういう活動しているボランティアにとっては、これは意味としては違うということになってしまいます。

これを見るとですね、視覚的な情報を補助者が代読することが音訳だとなっていますが、決してそんなことはないんですね。

音訳を使うのであれば、どこかできちんと「音訳とは何か」という定義づけをした上で使っていたらいいかと、これは問題だと思います。

それから、三つ目ですが、配慮事項のところでもいろいろ項目は書かれてあるんですけども、例えば一番現代的というか、今最も身近な問題として言えるのは、駅のホームからの転落事故だと思っております。

この配慮事項の中で、街の中での場面は書かれているんですけども、であるならば一番身近なテーマである、マスコミでも多く取り上げられている駅ホームからの転落事故の問題を考えると、そういった項目を入れるべきではないかと思うんですね。

それからもう一つ、最も現代的だと思うのは、この配慮事項の中に点字ブロックの上に自転車を置かないでくださいって書いています。これも古くからずっと言われ続けていることで、これは正しいことは正しいのですが、最も現代的なのは、点字ブロックの上で歩きスマホをすることです。それが問題だと思います。

そういう現代にマッチしたような項目をどんどん入れておくのが、一般道民に周知するためには効果があると思います。

そのあたりのところをもう一度検討いただいて、より良いものにしていただきたいと思っています。以上です。

(橋本部部长)

はい。ありがとうございます。

これについては、事務局の方で改めて検討し、また方向性についてはお問い合わせをさせていただければと思っています。よろしいでしょうか。

島委員から、挙手がありました。

(島委員)

岩間さんからのご意見に一つ関連して補足をさせていただきます。

音訳するものとのすみ分けともなるかと思うんですけども、今、ヘルパーの事業の中で国が認めているサービス制度としまして代読、代筆など、視覚的な情報支援するということについては、制度的に認められて行われているものですので、そういう項目も市民に広く理解していただくために、視覚障がい者に必要なこととして、代読代筆ということを役立てていただきたいと補足させていただきます。

以上です。

(橋本部部长)

はい。ありがとうございます。これも事務局の方でご検討いただければと思います。

他にご発言、いかがでしょうか。

第2章につきまして、先ほども申しましたとおり、改めて今日の議論を踏まえて持ち帰って見直してみても、ここはどうだろうかというようなところがあれば事務局の方にご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第2章は少し見直ししていくということで宿題が残りますが、続いて第3章の方に進みたいと思います。

第3章は先ほど事務局からの説明がありましたように、第3章の4「災害時の配慮」の部分、それから、第3章の5「情報意思疎通支援に役立つ機器」についての部分、これは後ほど別途ご意見をいただきたいと思っております。

ですので、それ以前の第3章のところについて、ご意見とか、あるいはご質問があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(泉委員)

北海道身体障害者福祉協会の泉でございます。

本日、知的障がい福祉協会さん、手をつなぐ育成会さん等がみえておりません。

再確認の意味でこちらの方も文章に対する訂正その他、何か加味するものないかと。

また北鈴会さんなんかもそうですけれども、あえて皆さんにもう一度確認していただければと思います。以上でございます。

(橋本部会長)

ありがとうございます。

(島委員)

すみません。意味がわからなかったんですが。

(泉委員)

すみません。始まってから言うのもあれなんですけども、第2章の関係で本日出席されてない手をつなぐ育成会さんとか知的障がい福祉協会さんとか、また北鈴会（ほくれいかい）さんにしても再度意見調整を加味するものがあるのかないのか、その辺を十分に調整して一つのものにしてほしいということでございます。

(橋本部会長)

泉委員の言うとおりで。改めて確認はさせていただきたいと思います。

第3章「こんな時、こうしよう」というところで、文書の作成送付のポイント。それから来庁時の配慮や会議・イベントの開催といったようなところについて、準備された資料をご覧いただいていると思いますけれども、これらにつきましてはいかがでしょうか。

渋谷委員から手が挙がりましたので、発言をお願いします。

(渋谷委員)

渋谷です。

ページ数は、23 ページ（3）です。

(事務局 澤田)

点訳資料の5 ページになります。

(渋谷委員)

その（3）のところに、スカイプ、フェイスタイムなどがありますけれども、現在、厚生労働省では、札幌市の情報提供施設として、札幌聴覚障害者協会が「電話リレーサービス」を実施しています。

全国では徐々に広がってきている状況があります。また新千歳空港においても手話の電話サービスボックスが設置されている経過もありますので、ビデオ通話等と言うよりも、電話リレーサービスという名称にした方がよりわかりやすいのではと思いました。

以上です。

(橋本部会長)

確かに飛行場でみるが増えていますよね。

電話リレーサービスが増えてきていますので、そのようなことも織り込んでということで、事務局、よろしく願いいたします。

他いかがでしょうか。



沖村委員から手が挙がりましたので、ご発言をお願いいたします。

(沖村委員)

札幌盲ろう者福祉協会の沖村と申します。

ページは 24 ページです。

(事務局 澤田)

点訳資料の 8 ページからになります。

(橋本部会長)

よろしいでしょうか。沖村委員、続けてお願いします。

(沖村委員)

2 番の来庁時の配慮というところで、(1) の②「誘導」のイ「盲ろうの方」の部分。

「介助が必要になることも少なくありません。」という文言は、こちらからお願いしたんですけども、何回も読み直してみたら、「介助が必要なこともあります。」の方がわかりやすいのではないかなと思いました。

それと、もう一つ 30 ページです。

(事務局 澤田)

点訳資料の 31 ページになります。

(橋本部会長)

はい。点訳 31 ページ。よろしいでしょうか。

それでは沖村委員、続けていただけますか。

(沖村委員)

「通訳介助員が必要な場合か確認します」となっていますが、「通訳介助員が必要なのかを確認します。」としたほうが、良いと思います。

盲ろうからは以上です。

(橋本部会長)

ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、まだまだ補正、直す期間、時間はありますので、お気づきのところは、事務局へお知らせいただければと思います。

ほかにありますか。

島委員から手が挙がりました。

(島委員)

島でございます。

文言の整理とかについてはぜひ、今後のスケジュールを教えてくださいとイメージしやすいかなと思うんですけど、いつごろまでにメールで修正案を出してもらって、それを再修正したものをいつごろに

提示してもらって確認をするという、そういう作業のスケジュールを事務局の方で教えていただけると、イメージしやすいと思います。

もう一つ、この中に入っていないことでちょっと追加のご提案をさせていただきます。

災害時のことで、最近、メディアで報道されました石狩市の非常にすばらしい取り組みがありましたので、皆さんもごらんになった方も多いと思いますけれども、手話通訳でコミュニケーションができますよということを意思表示する、バンダナを作ったということがありましたので、そういうものもその災害時の中に、ここの部分でないのかもしれませんが、入れていただきたいなということが一つ。

また、視覚障がい者に関しましては避難所。今回9月に大きな地震もありましたが、そういう中で再確認したのは、避難所生活する視覚障がい者がいることを考えますと、一番困るのはコミュニケーションの部分はこのように反映されておりますけれども、もう一つが移動の部分なんですけれども。

避難所等に備品として、大変すぐれたものが実はこの建物の4階のエレベーターの前に引かれておりますけれども、誘導マットというものがゴム製のものがありましてそれが非常に簡単につけられて、また取り外して自由な場所に移動できるというような非常にすぐれた商品がありますのでそういうものもぜひ、そのバンダナを災害時の避難所に備え置く備品とすると同じように、移動を補助する、点字ブロックではできない災害避難所に適した誘導マットについても、各市町村や避難所のところで置いてもらうリストの候補に入れていただければありがたいなというふうに思っておりました。

以上です。

(橋本部部长)

岩間委員どうぞ。

(岩間委員)

先ほど全体的なことでもその当事者団体に案をつくるのにいろいろお聞きしてという話がありましたけれども、私は情報提供施設なんですけれども、そういう話は一度も聞いたことがないものですから、そういう意味で先ほど私が、言葉の使い方について幾つか申し上げましたけれども、そういったことについて、そういう誤用を避けるためにも、ぜひ我々のところにも聞いていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(橋本部部长)

はい、事務局の方でそのように対応させていただきます。

スケジュールにつきましては、事務局も急に的確な説明ができるかわかりませんので、最後にお聞きしますのでスケジュールを示していただくようお願いいたします。

そして、災害時の配慮に進んで参りましたので、ここからは、第3章の4「災害時の配慮」についてということで皆さんからご意見をいただこうと思います。

ここで、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 加藤)

加藤です。座って説明させていただきます。

それでは、災害時の配慮について説明させていただきます。

障がいのある方等に対する災害時の配慮につきましては、これまでも様々な手引を作成し、災害時の障がいのある方などに対する、避難支援や、避難所運営を担っている市町村に対し、周知を図ってきているところでございます。

お手元の資料2の指針でございますが、墨字版の35ページ、点字版の47ページををご覧ください。

このたびの指針では、災害時の配慮について、全てを記載するというよりも、それぞれ活用すべき手引きや備えるべき体制の基本等について、掲載する形としていただいております。

項目の一番目といたしまして、災害に備えた、情報伝達手段として市町村や地域の人たちがその地域にお住まいの障がいのある方を意識して取り組みを行う必要があると考えますことから、防災訓練等の実施に当たりましては、支援が必要な方と支援する方が両方の方が参加していただいて、実施するように記載されております。

項目の二番目でございますが、避難及び安否確認です。ここでは避難誘導等への配慮ですとか、安否確認の方法等についてあらかじめ決めておくことなどを記載しております。

項目の3番目は、避難所での情報提供についてでございます。

ここでは避難所において多様な情報伝達手段を活用して、確実に情報伝達されるよう、項目の4番目ですが、災害時に役立つ支援機器です。

ここでは三つほど挙げさせていただいておりますが、ウに追加して、聴覚障がい者用情報受信装置アイ・ドラゴンを追加することと考えております。

あと、先ほど島委員からご指摘いただきました点についても、配慮したいと考えております。

指針の説明は以上でございますが、その他に、実はこの度、北海道胆振東部地震の発生を受けまして、今後の災害発生時や、災害発生に備えるために関係団体の皆様にアンケート調査を実施させていただきました。

取りまとめがつい先日できたばかりでございますが、今日、皆様に資料としてご提示することができませんでしたので、口頭でその概要をご報告させていただきたいと思っております。

まず、災害発生時の対応についての質問でございますが、災害や避難情報を受け取るにはどのような方法が必要かという質問に対しまして、回答はテレビ、ラジオ、次に戸別訪問、メールという順に多かったものでございます。

次に、災害が発生した際、障がいのある方々の安否確認について、どのような方法が有効かという質問に対しまして、回答が多かった順に電話、メール、ライン等の活用というものがございましたが、回答が多かったのは今の三つでございますが、それだけでは確実ではないため、訪問が必要であるというご回答もございました。

次に、障がいのある方々が避難する際、どのような支援が必要かという質問でございますが、この回答につきましては、障がいの特性等により、支援の内容が異なりますが、特徴的なことといたしまして、自治体はもちろん、地域住民の支援が必要であるとの回答が多くございました。

次に、防災関係の質問でございますが、今後どのような取り組みが必要と考えているかという質問に対しては、防災訓練の参加や、関係機関との連携体制の構築というお答えをいただきました。

その一方で、防災訓練に参加されていない方が多く、その理由といたしまして、訓練内容が障がいのある方々に未対応であるなどが挙げられておまして、今後、市町村や地域等において、障がいのある方もない方も一緒に参加できる防災訓練の実施につきましても、検討が必要であると感じているところでございます。

アンケート調査結果の概要については以上でございます。

なお、このアンケートの調査結果につきましては、市町村に情報提供いたしまして、今後の防災対策等に役立てていただきたいと考えているところでございますのでご報告させていただきます。

指針の記載内容も含め、災害における情報提供のあり方等について、さらにご意見いただければ、今後の参考とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(橋本部長)

はい。それでは、災害時における情報提供のあり方について、指針や事務局への説明等に対してご質問、ご意見があればお願いいたします。

岩間委員から挙手ありましたので、お願いします。

(岩間委員)

今お話いただいた点は全てもっともだと思うんですけども、情報、伝達することから少し外れるかもしれませんが、例えば実際の災害があったときに一番の問題は、例えば我々にとって一番の問題は移動の支援がどれだけ得られるかっていうことだと思うんですよね。

例えば避難所でのサポート、支援はどうかっていう前にそもそも避難所にどうやっていくかっていうことがね、そもそもあるのですが、私は実際 9 月の地震で停電がもっと長びけば給水を受けなければならぬ。そうすると、給水受けるところまでどうやっていくのかっていう問題が次に出てくるわけですね。そのときどういった支援が受けられるのか、では具体的にそういった場面で私が考えたときには誰にどうやってどのように連絡をして支援を受けたいのか全くわかんなかったという。

これは要支援登録とかなければいけないのかなっていうことは後で思ったのですが、そういう災害に遭ったときに、本当に根本的な問題なんですけれども、支援する人も被災者だと思うんですよ。地域住民の協力を得ると言っても地域住民も被災者であるかもしれない。

そういったことをどのように支援をしていくかっていうことをまずきちんと考えて、ある程度想定して計画されていかないといけないのかなと思うんですよね。

ただ支援というのは全くそのとおりだし、どういう支援が必要だって障がい別にやっぱりそれぞれあると思います。

しかし、そういう支援が本当に災害があったときに受けられるのかどうかっていう根本的な問題って実は本当に語られてきているんだろうかと思うんです。

実はですね、胆振東部地震があったときに、ある点字図書館の館長とお話をしたときに、充電がなくなったので充電をしたいんだけどと言われたので、じゃあ、我々のところは電気が通っているので充電できますから、もしよかったら来てくださって言ったときに、いや、行く足がないんだと。

そういったときに、点字図書館の方がその人のところまで行けばいいんですけども、いろいろ別な大きな問題があって行けなかったっていうことがあったんです。

つまり、支援する人も被災者になるわけですから、支援が得られるのかどうかっていう問題がでてくるわけです。

そのあたりも含めて、どのような支援体制を作るかを考えていかないといけない。

ただ、「こういう支援が必要だ。地域住民の協力が必要だ。」と言っても、実際に災害にあったときに、本当にそれが生かされるかどうか。

人の支援をする前に自分の命がまず大事だとかね。家族の状況がまず気になるとか、これは人間であれば誰でもそうだと思うんですよね。

そのあたりのところがやっぱり最も根本的な課題として、まず、検討していかないといけないのかなと思います。

それともう一点だけ、ボランティアの連携とかボランティアの活用って書いてあるけれども、これもですね、実際災害に遭ったときに本当にボランティアが当てになるのかどうかということです。

もちろん東日本大震災にしる熊本地震にしる、広島以西日本豪雨にしる、ボランティアの支援はありました。だけどそれは復興に向けての支援だと思うんですよ。

受け入れる方もある程度体制が整った後ではないと受け入れはできないということでやっているわけですよね。

実際に災害が発生したときに、同じ発生した地域の中でボランティアが本当に可能なかどうか、本当に根本的な問題だと思うんですね。ですから、私は、安易にボランティアなんていう言葉を使って欲しくないなと思います。

支援については、支援が可能なかどうかというところから議論していかないといけないのかなと思っていますところでは。

以上です。

(橋本部会長)

はい、ありがとうございます。

先般の9月に本当に身近なところで大きな災害があって、その影響はほとんどの方が受けていると思うんですね。

それらを念頭に置いて、今ここで岩間委員のご発言に加えて、何かご意見、いただければありがたいんですけども。

岩間委員からはとにかく移動ということ、避難するにあたっての移動。あるいは充電があるとすればどこでどうやってアクセスできるのかっていうような、またその情報が一体どこに問い合わせればいいのかというようなところも提起されたと思うんですけども。

事務局からお願いいたします。

(事務局 東)

課長の東です。

今の話の関係で、こちらの意思疎通支援に関する指針の中にも、胆振東部の地震もあったことから災害時の対応ということも項目として追加をさせていただいております。

冒頭書いてありますとおり、この災害時の対応については、道でも様々な手引きなど災害時の対応について取りまとめを行っているものがありまして、そういったものを見直しを今回の災害の検証を行ったうえで、随時行っていこうと考えております。

今、岩間委員の方からいただいた意見についてはそういったところにも、我々の部会の方で意見をいただいたということでお伝えをしたいと思いますし、この指針の中では基本的には別の意思疎通支援にかかわる部分で整理をさせていただきたいと思っていますので、あまりここでは詳しく触れることは難しいかなと思っています。

その内容も、いずれにしても、各団体の方に意見をまたお伺いしたもので修正案を作ってお諮りしたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

(橋本部会長)

追加であったり、あるいは、こういうところも加えていいんじゃないのかというようなご発言があればお願いしたいんですが。いかがでしょうか。

島委員からお願いします。

(島委員)

島と申します。

一点だけ、もう切りがないぐらい、皆さんの発言がないのは多分たくさんありすぎるんだと思うんです。このテーマに関しては。

ですので折を見てっていうところと、他のセクションでも検証して取りまとめるという課長の発言もあったので、そこにとは思いますが、一点だけ、私どもも、市の福祉大会で同じようなアンケートを

実施しました。

いろいろ検証されていた結果に出てきた要素としては、重複しないところを言うと福祉避難所の問題が大きく皆の心配事として上がっております。

つまり福祉避難所があることすら、市民には行き渡ってないという現状が明らかになってきております。そのところについても、大変重要なところだと思うので、東課長ぜひ、その旨よろしくお伝え願えればと思っております。

以上です。

(橋本部長)

確かに支援する側も被災者というような状況下であらかじめ想定した絵を書くっていうのは難しいと思います。

ある意味、自助努力っていうんでしょうか、備えというようなことも、日頃から準備したり心がけておくことも必要なのかなと思います。

この災害時における情報提供のあり方につきまして、またやはりこういうことも考えるべきではないかというようなご意見出てまいりましたら、また事務局にお寄せいただければと思います。

渋谷委員から、挙手がありました。

(渋谷委員)

渋谷です。

当事者の方がいらっしゃるの、多分いろいろ思いがあつてご発言がないのかなと思いましたが、発言します。私は、札幌聴覚障害者協会に勤務しています。建物は市視聴覚情報センターです。

今回の地震において、主電源がなく、停電となり、FAXも電話も使えず、業務用の携帯2本を活用しましたが、聴覚障がい者に連絡することができませんでした。区役所や本庁舎は主電源がしっかりされていたので、職員をお願いをして当事者にメールをしていただき、耳が不自由であることの大変さを感じました。

地震後、1週間程は、90数件の手話通訳依頼や派遣の処理に追われました。他には各種の手話講習会を全て中止し、受講者の方に連絡をとりました。

聴覚障がい者の方で、在宅酸素を使用している方は、電源がないと酸素が使用できませんので、機転を利かしたケアマネージャーが急遽病院に入院させて、何とか大事に至らなかったということもありました。

言いたいことは島委員がおっしゃった福祉避難所的な場所を明確にすること、避難所には事務局からお話があったアイ・ドラゴンなど防災時には目に見える、視覚的な情報がとても大切だと思います。

今回道内がブラックアウトになり、ある聴覚障がい者は暗闇の中に光が見えたので行ってみると、避難所だったようです。食事ができ、音声で話しかけられてもわからないので、「ホワイトボードに書いてください」と身振りをお願いし対応してもらえたと話していました。

避難所では、聴覚障がい者がバラバラに点在するのではなく、避難することができる、手話で会話をしてお互いに気持ちを話しあうことで落ち着くこともできると思います。ぜひ福祉避難所を明らかにし、障がいの方々が困らないような対策をしてほしいと思います。

資料にある「見えるラジオ」についても、ろう者の方から情報を聞いております。電池の要らないランタンは、日中に直射日光を5時間か7時間ぐらいあて、充電すると夜間3時間ぐらい利用できると新聞記事を読んだこともあります。

ぜひ機器で防げることができるのであれば、福祉避難所に用意して、ろう者だけでなく他の障がいの方々も困らないように、安心できる場所を災害が起こる前から周知をしていくようにしてほしいと思

います。意見です。以上です。

(橋本部会長)

災害が起こる前からという最後のお言葉、深さがあると感じました。

これらについても、なるべく織り込める限りご検討いただければと思います。

それでは、次のテーマに進みます。

次に、第3章の5、情報・意思疎通支援に役立つ機器についてこの部分について、事務局からまた説明をお願いいたします。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。

私の方から第3章の5、情報・意思疎通支援に役立つ機器について説明させていただきます。

資料の方は38ページ、点字版につきましては、60ページからの資料になっております。

この資料では、日常生活や災害時も含めて、情報の入手などが困難な障がいのある方々の情報保障や意思疎通支援に役立つ機器を紹介しております。

先ほども申し上げましたとおり、関係団体の皆さんからも、情報をいただきまして、記載をしております。

ここに記載している機器またそれ以外の機器でも構いませんので、機器の活用方法などについて、皆さんからご意見等を伺えればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

(橋本部会長)

役立つ機器として案は作られていますが、新しい機器とか、あるいは何かこんなような使い方があるとかというようなところでご意見があればご発言をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

はい、岩間委員から手が挙がりました。

(岩間委員)

これざっと見たときに、まず一番最初に感じたのは、そもそもどういう基準でこれを並べたのかなっというのがよくわかんなかったということです。

まず、それについて教えていただきたい。というのは意思疎通支援に役立つ機器ということからすると、自立支援用具、生活支援用具とか在宅療養支援用具っていうのはどう関連するのかよくわかんない。

具体的に言うと、意思疎通支援と盲人用体温計体重計ってどう関係するのかよくわからない。

どういう基準でこれを選択したんですか。

(事務局 筒井)

事務局の筒井です。

まずベースとしては日常生活用具ベースとして、その中からという意見があったもの等をピックアップして掲載をしているような状況です。

以上です。

(岩間委員)

具体的に体温計が入る意味がわからない。

どういう基準でこれ選ばれたのかなということをちょっと知りたかった素直にそう感じたわけです。一般的に情報・意思疎通支援機器っていうのであれば(3)以下がまさにそれに該当すると思ったものですから。

さっきおっしゃったように日常生活用具を20番以降は全部並べたのかなとしか思えなかったんですよ。

それはそれでもいいのであれば、いいのかもしれませんが、このタイトルが情報・意思疎通支援となっているものですから、なぜ体重計、体温計が関係するのかなと本当に素朴にそういう疑問を持ったので、その説明をしていただきたいと質問したわけです。

載せてはいけないと言ってるわけじゃないんですよ。意味がわかんなかったもので、ただ聞いたわけです。

(事務局 加藤)

事務局の加藤です。

情報支援機器について、できるだけ広くご紹介しようかなと考えていたんですけども、確かに、私どものメインは、意志疎通なので、ちょっと検討してまいります。

ただ、広く記載した方が良いのではないかというご意見も逆にいただいている部分もございまして情報支援機器を広くご紹介するような考えではおりました。

(橋本部長)

橋本です。

少し並び順を変えた方がいいかもしれないですね。タイトルが、確かに岩間委員のご指摘のとおりで、情報・意思疎通支援に役立つ機器となれば、まずそれを受けてリストをつくり、それから生活に付帯する機器ということで、次の項目に並べていくというような体裁がいいのかなと思いました。

事務局からまたお願いします。

(事務局 加藤)

事務局加藤です。

記述方法について、検討したいと思います。

(橋本部長)

本当に岩間委員のおっしゃるとおりだと思います。

(岩間委員)

せっかく意思疎通支援部会として指針をつくるということであれば、あまり範囲を広げ過ぎてても何でもかんでも理屈をつければ全部該当するってということにもなりますので、もう一度、今おっしゃっていただいた並べ方も含めてですね、掲載する機器も改めてまたご検討いただければと思います。

(橋本部長)

島委員から手があがりました。

(島委員)

島です。

私のところから提出した項目が掲示されているものです。



です。根元というか、発信元は私です。事務局の皆様は何も悪くないので、犯人は島、私でございますけれども、私も、改めて考えてみましたら、もっともだなと思ひまして、まず整理の仕方としては、意思疎通の分野とそれから情報生活に必要な情報入手するという保障の部分と整理がつくのかと思ひました。

その中で、これからは私の希望ですけれども、これが広く市民に行き渡ってこういうものがあるんだよっていうことを周知する、広報するという意味合いから、できれば整理分類した上で、広く皆さんに知ってもらおうという機会にしたいなっていう思ひは改めて持ちました。

ですから、体重計や、体温計というのも私たちが生きる上で、とっても必要な情報なわけですからそういうものが見た人が混乱しないような掲載の仕方周知していただければありがたいと思ひます。

ただ一方ではどこで線を引くかによって、のべつ幕なく広がってしまうというおそれもあるので、その線引きについては部会長と事務局の方に一任させてもらいたいなと思ひたるところです。

以上です。

(橋本部会長)

では、事務局と部会長が働きますので、よろしくお願ひします。

それでは、身近にこんな新しい情報があるかどうかは、こういう場で直接お尋ねするのが大切なので、何かございましたら発言をお願ひしたいんですが。

事務局から手が挙がりました。

(事務局 加藤)

私も、これはいろいろな文献を参考にしていたんですけれども、最近ですね ICT が非常に発展いたしまして、我々もちょっと把握していないもので、良いものが出ているように思ひんですが、もし情報とかございましたら、指針に載せる載せないではなくてですね、ちょっと情報として、そういうものがあれば教えていただければと思ひています。

(橋本部会長)

はい。岩間委員からお願ひします。

(岩間委員)

この役立つ機器の中は、基本的には障がい者専用の機器が中心だと思うんですけれども、そうじゃない一般の製品の中にも十分ユニバーサルデザインにかなった製品がいっぱいあるわけです。

情報の意思疎通という観点で言いますと、iPhone もしくは、iPad。iPad はタブレットで iPhone はスマホです。

これは実は製品そのものに Voice Over と呼んで、音声で読み上げる機能が標準で搭載されています。したがって、購入し設定さえすれば、我々はそれを情報支援機器という形で使うことができますし、使う方が非常に多くなっています。特に若い方は iPhone を使って情報を入手したり、メールやライン等を十分楽しんでやっています。

そういう状況ですので、一般製品もこの中に含めていいのではないかなと思ひて、iPhone と iPad とを紹介させていただきました。

皆さんも iPhone 使ってる方いると思ひますけれども、Voice Over があるということを知らない方もいると思ひますね。実は最初から搭載されている機能だということ。それでご紹介しました。以上です。

(橋本部会長)

はい。ありがとうございます。

ご発言を聞けば、なるほどということがやはり抜けがちですので、改めて、委員の皆様、また、持ち帰って、改めて情報がありましたら事務局の方にお伝えいただければと思います。

先ほど事務局の発言にもありましたが、全てをここに載せるということになるかどうかわかりませんが、やっぱり次の先の時代を見ていく上で踏まえていきたいという姿勢でございます。

ご協力をよろしくお願いいたします。

ここまで委員の皆様方からご意見をいただけてきたところでございます。

その意見を踏まえまして、再度、事務局で整理をし、また私の方でも調整に加わりたいと思っておりますので、そのような進め方についてご了解をお願いできればと思います。

今日ご発言をいただけていない委員の皆様もおられるんですけども、何か委員の皆様からご発言ありましょか。

佐々木委員から手が挙がりました。

(佐々木委員)

北海道中途難失聴者協会の佐々木です。

今日は、皆さんの意見を聞いて、災害の部分ですけども、支援を求めるだけでなく、当事者に自分ができることをやってもらうことも重要だと思います。

意志疎通に障がいをも持つ方も、自分でできる方法があることを伝えることも必要だと思います。

何でも支援してもらおう考えではなく、自分でできる範囲で助けてくれる人を作ることも必要ではないかと思いました。

(橋本部会長)

ありがとうございます。

吉田委員も手を挙げていただきました。

(吉田委員)

私も、災害の部分で、意思疎通支援のためのアプリなり、そういうものを支援する側も支援される側も、使いこなせるような状態で、使いたい、使うと私の障がいのことがわかるのだからということ発信していけるものに指針がなってもらえるといいなと感じました。

(橋本部会長)

はい。ありがとうございます。

松井委員からもお手が挙がりましたので、松井委員からもお願いいたします。

(松井委員)

北海道手話通訳士会の松井です。

目を通しまして、障がいが1人ひとり多様だということを丁寧に取り上げていただいているなと感じました。

手引きとして活用できるものということで最初にあるんですけども、これマニュアルですとか手引きとなると教科書通りではない現実ということが必ず起こると思いますので、そういうことに対人関係として、それぞれの現場で対応できるような広報・PRという活動がこれから必要なのかと考えたところです。

あとたくさん機器が紹介されていますが、これは紹介されたことによって、市町村や民間事業者にも活用いただけるようになるところですが特に市町村等には具体的な配置ですとか導入計画ということに向かっていく期待というのは持っているものなんでしょうか。

(事務局 加藤)

事務局加藤です。

それぞれの予算措置を伴うので、期待というところに行くかどうかわからないんですが、まず担当者の方の意識啓発を図っていくということも大事なことだと思いますので、そこは期待できるのではないかと思います。

(橋本部長)

武田委員から挙手をいただきましたのでお願いします。

(武田委員)

北海道手話サークル連絡協議会の武田です。

いろいろ皆さんのご意見いただきまして、やはり、当事者の皆さんの声が一番大事だなというのが感じております。

私どもも、9月の災害の後、11月に地域の手話サークルの会員さん、また、地域に住まわれてるろうあ者の皆さんとの意見交換ということをさせていただきました。

そのときにやはり皆さんの動きを聞いてみると、今回の場合はブラックアウトということとにかく電源が使えなかったということで、今ここに書いてあるような機器はほとんど使えなかったという状況ですね。

自分の足であそこに聞こえない人がいたはずだということで、お家の方に伺ってインターホンを押しても知らせるものが鳴りません。ろうの方は気がついてくれない。

ドアをたたいても気がついてくれないということで窓の下でカーテンの隙間から人影が見えた手を振るように手配をしたとか、そういう本当に自分の体を使って歩いてということをしてですね。

あとは、1人で暮らしていて、食べるものがないだろうということで信号がついてない中、食べ物を運んだサークル員もいました。

ですから、いろいろな機器もありますが、まず、先ほど最初の方には手引き、こういう手引きがありますよとか言う意見もありましたけれども、まず当事者に聞くことが必要。

避難所にこういう障がいの方がいらしたから、ここにこう書いてあるからこれをやってみるではなくて、どうしたらいいですかというコミュニケーションをとることが大事なことだと思います。

ここに書いてあるから、こういう視覚障がいの方はこれがあるからこうしてするんだ。とこれに書いてあるとおりするのではなくて、こういう手続きこういうのを用意していますけど、どうしますかって聞くことが必要。

手話はできないけど書いて通じますか。身振りでジェスチャーできますか。というのを確認するというのがとても大切だなと感じました。

私達の集まりで意見交換したときも、やはり日ごろから当事者の方の意見を聞くということ大切だということも実感しましたので、その辺もやはりこの中に既にいろんな機器を載せることも大切ですが、常に当事者の気持ち、どうしてほしいのかどうしたらいいのかっていうのは、やはり障がいなどの対応ですから、常にまず本人に聞くということを確認するということが一番大切であるということも一つ入れたらいいんじゃないかなと思いました。

(橋本部会長)

はい。出発点ですね。ありがとうございます。

もう時間がそろそろ終わりに近づいておりますけれども、委員の皆様からこれだけは言いたいというようなことがあれば、よろしいでしょうか。

進行の中で、いろいろご意見なりあるいは情報なり、あるいは提案なりをまだまだ時間がありますのでお寄せいただきたいという形で進めてきました。

肝心なタイムスケジュールそれからまた、この案がどういうふうになるのかということもろも含めて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。

本日皆様からいろいろご意見をいただきましたので、スケジュールといたしましては、まず、1月中旬までに皆さんからの追加の意見等を私どもの方へいただきたいと思います。

またその間、こちらの方でも調整できるものについては、先ほどご意見があった皆様と調整をさせていただきたいと思います。

1月中旬までにご意見をいただいたもの、また調整したものにつきまして、修文等をいたしまして、2月上旬までには修正した案を作成しまして、委員の皆様にも再度お返ししたいと思います。

そこで、だいたい完成するようなイメージで考えていますが、その時点で修正とかがありましたら再度修正させていただきます、今年度末までに完成させることとしております。

スケジュールは以上です。

(橋本部会長)

実際に発行とかはいつごろの目標になりますでしょうか。

(事務局 澤田)

このスケジュールがどのタイミングになるかにもよるんですけども、3月末までに中身が完成という形になるなろうかと思っておりますので、印刷であったり完成物というものは4月以降に発行するような形になるかと思っております。

委員の皆様方には、正式な製本になったものではないかもしれませんが、完成版を印刷したものという簡易な形になるかもしれませんが、送付させていただきたいと思っております。

(橋本部会長)

このようなタイムスケジュールで、委員の皆様のご協力をお願いします。

次第では、3その他というのがございますが、これについて事務局からありますでしょうか。

(事務局 加藤)

特にございません。

(橋本部会長)

本当に貴重なご意見を多々いただきまして本当にありがとうございました。

これを踏まえて、案を形にしていく努力を進めてまいりたいと思います。

これを持ちまして、終了としたいと思います。